５／２２（木）の発表

報道発表資料の配付日時　　５月 22 日（木）　15 時 00 分

発　表　項　目 （行　事　名）	水痘警報の発令について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発 表 者	
		発表場所	
概　　要	○　北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しております。 ○　令和７年第 20 週（令和７年５月 12 日～令和７年５月 18 日）において、管内の定点医療機関当たりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、水痘警報を発令します。		
参　　考	資料　水痘警報の発令について		

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)道政記者クラブ

担　　当 （連絡先）	北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室健康推進課 (担当者：松野) ＴＥＬ　ダイヤルイン　0144－77－9941

水痘警報の発令について

令和７年５月 22 日（木）15 時 00 分

北海道苫小牧保健所
電 話：0144-77-9941

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和７年第 20 週（令和７年５月 12 日～令和７年５月 18 日）において、管内の定点医療機関当たりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、水痘警報を発令します。

記

１　定点医療機関当たりの患者報告数（第 20 週速報値）

区分	苫小牧保健所	全　道	全　国
1 定点医療機関当たりの患者数	3.50 人	－　人	－　人
定点医療機関の受診患者総数	14 人	－　人	－　人

２　水痘の感染予防

水痘の感染予防には、予防接種が有効です。平成 26 年 10 月から定期接種になり，生後 12 月から 36 月未満の人は無料で接種できるようになりました。

また、人への感染防止のため，登園，登校は避けましょう。なお，学校保健安全法により，全ての発疹がかさぶたになるまで登校，登園はできないことになっています。

そして、栄養，睡眠を十分とりましょう。

３　参考

（１）最近 5 週間における定点医療機関当たりの患者報告数　※（　）内の表示は、「患者/定点」単位：人

	第 16 週 (4/14～4/20)	第 17 週 (4/21～4/27)	第 18 週 (4/28～5/4)	第 19 週 (5/5～5/11)	第 20 週 (5/12～5/18)
苫小牧保健所	1 （ 0.25)	3 （ 0.75)	3 （ 1.00)	2 （ 0.50)	14 (3.50)※
全　道	29 （ 0.28)	48 （ 0.47)	26 （ 0.26)	45 （ 0.44)	－　（　－　）
全　国	823 （ 0.35)	1,138 （ 0.48)	939 （ 0.40)	（　－　）	－　（　－　）

※第 20 週の患者報告数は速報値。

※全道の水痘流行情報は、北海道感染症情報センターのホームページで御覧になれます。

（URL: https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/604/data.html）

（２）水痘の注意報・警報とは

【発令基準】注意報：1 定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で１人以上となった場合
警　報：1 定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で２人以上となった場合
※　警報発令後は 1 定点医療機関当たりの受診患者数が１以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内の小児科定点医療機関を受診した水痘患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後 4 週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。